

新監査公表第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	飯 塚 孝 子
同	深 谷 成 信

# 監査結果の報告

## 1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

## 3 監査の対象

### (1) 対象部署

建築部、総務部、西区役所、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局及び各業務の関係部署

### (2) 対象事務

令和6年4月から令和6年10月末までの期間に執行された令和6年度の財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

### (1) 重点事項

支出事務において、支払漏れや支払遅延など適正ではない事務処理が発生していないか、財産管理事務において、使用料等の徴収が適正に行われているかについて重点的に調査を実施した。

### (2) 共通事項

ア 事務事業の執行において、合規性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

イ 事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

ウ 監査対象課別に固有のリスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして課別の重点調査項目に設定し、着眼点を導出したうえで監査を実施した。

**(3) 収入事務**

収入に係る手続及び時期は適正か。

**(4) 支出事務**

違法、不当または不経済な支出はないか。

**(5) 契約事務**

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

**(6) 財産管理事務**

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

**5 監査の主な実施内容**

関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

**6 監査の実施場所及び日程**

**(1) 実施場所**

監査委員事務局及び監査対象部・区の執務室等

**(2) 実施日程**

令和6年11月11日～令和7年3月27日

**7 監査の結果**

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。

今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

**(1) 指摘事項**

**ア 行政財産の使用許可に係る上下水道料実費相当額の徴収金額を誤っていたもの**

(総務部総務課)

総務部総務課は、行政財産の使用を許可している職員互助会など4者に対し、確認できる範囲で平成30年3月から令和6年12月までの間、使用許可に係る上下水道料実費相当額の徴収金額を誤り、本来徴収すべき額よりも576,309円過大に徴収していた。

行政財産の使用許可における光熱水費実費相当額の徴収については、平成26年度に新たに制定された新潟市公有財産事務取扱要領(以下、「新要領」という。)に定められている。上水道については、基本料金を含めず、新潟市水道料金表の従量料金単価で算定すべきところ、同課は、基本料金を含む市への請求額を水道使用量または面積により按分して算定して

いた。また、下水道については、汚水排除量が2か月につき20 m<sup>3</sup>までの場合には、新潟市下水道料金表の基本料金を按分して算定し、20 m<sup>3</sup>を超える場合には、基本料金に超過料金を加算して算定すべきところ、同課は、市への請求額を汚水排除量または面積により按分して算定していた。

この事務処理誤りは、同課が長期にわたり事務処理の根拠となる新要領を確認することなく、それ以前の要領により事務を執行してきたことが原因である。同課は、令和3年2月に財務部財産活用課長名で発出された、光熱水費実費徴収について再確認を求める注意喚起文書を承知していたにもかかわらず、確認を怠り、誤った事務処理を継続していた。さらにその後も、他課における同様の事務処理誤りが公表された時など、算定方法を確認すべき機会が幾度となくあったが、自課の事務処理を顧みることなく、従来算定方法をそのまま適用し続けた。その結果、使用者に大きな損失を与えたことは、本市における本庁舎の管理を担う所属として、財産管理事務の重要性に対する認識が不十分であったといわざるを得ない。

今後、同様の誤りが生じないように、同課は本件を真摯に受け止め、安易に前例を踏襲することなく、ときに疑念をもって原則に立ち返り、常にその根拠を再確認しながら、法令等を遵守した適正な事務の執行を徹底するよう求めるものである。

【合規性】

## ○新潟市公有財産事務取扱要領

### 第5章 行政財産の使用許可

#### 第7節 光熱水費の実費徴収

##### 第1 実費徴収の対象となるもの

行政財産の使用又は貸付け、普通財産の貸付けにおいて、電気、ガス、上下水道、電話等をその使用者又は貸付けの相手方が使用し、その料金について供給事業者が市に請求することとなるものは、使用者又は貸付けの相手方に料金の実費相当額を負担させなければならない。

(略)

##### 第2～第5 (略)

##### 第6 上下水道料金の実費

(略)

上水道を市の事務事業と共用する場合は基本料金を含めずに算定するが、下水道は、2か月につき20 m<sup>3</sup>の汚水排除量まで基本料金の範囲とすることから、2か月につき20 m<sup>3</sup>までの使用は、基本料金を按分して算定するものとする。(略)

##### (1) 上水道の算定式

$$\begin{array}{l} \text{上水道料金} \\ \text{実費相当額} \end{array} = (\text{従量料金m}^3\text{単価}^*) \times (\text{推定使用量/m}^3)$$

\*従量料金単価…新潟市水道料金表によるものとし、料金区分は推定使用量に応じた区分とする。

(2) 下水道（推定汚水排除量が20m<sup>3</sup>以下の場合）の算定式

$$\frac{\text{下水道料金}}{\text{実費相当額}} = \left( \frac{\text{基本料金}^*}{20\text{m}^3} \right) \times (\text{推定汚水排除量}/\text{m}^3)$$

(3) 下水道（推定汚水排除量が20m<sup>3</sup>以上の場合）の算定式

$$\frac{\text{下水道料金}}{\text{実費相当額}} = * \text{基本料金} + \left( (\text{超過料金}\text{m}^2\text{単価} *) \times (\text{推定汚水排除量}/\text{m}^3 *) \right)$$

\*基本料金並びに超過料金…新潟市下水道料金表によるものとし、料金区分は推定汚水排除量に応じた区分、推定汚水排除量は当該区分内の排除量とする。

### ○令和3年2月8日付財務部財産活用課長名通知（抜粋）

新財活第409号  
令和3年2月8日

各財産事務管理者 様  
(各所属長 様)

財務部財産活用課長

行政財産使用許可・公有財産貸付における光熱水費等の実費徴収について

日ごろ、財産管理事務にご協力いただき感謝申し上げます。

標記の件について、監査委員事務局による定期監査により、財産貸付の相手方が使用した光熱水費等の実費相当額の徴収において、過去から長期にわたり新潟市公有財産事務取扱要領（以下、「要領」という。）で定めている方法とは異なる計算により徴収を行っていたとの指摘がありました。

その後、同様の事例相談があることから、各施設におかれましては、光熱水費等の実費徴収額について要領を参照し再確認していただきますとともに、今後におかれましても気を付けていただきますようお願いいたします。

### イ 利用者負担額の算定誤りに係る返金手続を長期にわたり放置していたもの

(西区役所健康福祉課)

西区役所健康福祉課では、高齢者あんしん連絡システム事業を業務委託しており、利用者は市民税の課税状況に応じて費用の一部（以下「負担額」という。）を負担している。令和6年7月に、担当者が市民税額の確定に伴う負担額の更新作業を実施した際に、令和4年7

月に負担額の算定誤りが判明していた1名と、その際に遡って調査を行い誤りが判明したこれとは別の1名について、返金手続きが完了していないことが発覚した。

このような負担額の算定誤りが生じた原因は、年1回の更新作業において、負担額の改定が必要な利用者には、職員が手作業により負担額の変更をシステム上で入力する必要があるところ、これらを見落とし、入力が漏れたことによるものであった。その結果、負担額が0円に変更となるべき利用者2名のうち、1名は令和3年7月から令和5年1月までの10,450円が、別の1名は平成29年7月から令和5年1月までの35,200円がそれぞれ誤って徴収されていた。

さらに、同課は、この2名の利用者に対し、令和5年2月に負担額の修正に伴い返金が発生する旨を通知したが、当時の担当者は、業務繁忙や体調不良を理由に事務処理を先送りし、その後の手続きを放置していた。また、この件について当時の担当者だけでなく組織においても、翌年の人事異動の際に事務の引継ぎが十分になされていなかった。

このような事態が生じた原因として、負担額更新時の事務処理やその確認の体制が十分ではなかったことや、担当者が業務繁忙等を理由に事務処理を先送りしていたことに組織として気付かず、状況を把握していなかったことが挙げられる。それにより、当該利用者に、本来支払う必要のない金銭を長期にわたり負担させただけでなく、返金通知後の不適切な対応によって本市に対する不信感を与えた。

加えて、令和6年7月に返金手続きが未完了であることが発覚した後においても、事務処理の不備により返金に半年以上時間を要しており、あまりにも杜撰な対応であるといわざるを得ない。今後、これら一連の不適切な対応を二度と生じさせないためにも、同課は、職員一人一人の職務に対する意識を向上させ、適切かつ確実に事務を執行する体制を整備するとともに、組織として事務の進捗状況を把握し情報共有を図ることで、業務が滞ることのないよう、適正な事務の執行を徹底することを強く求めるものである。

【合規性】

#### ○新潟市高齢者あんしん連絡システム事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅のひとり暮らしの高齢者等に対し、簡易な操作で通報することができる装置（以下「緊急通報装置」という。）を貸与し、急病、その他の緊急時に迅速な対応ができるよう体制等を整備すること（以下「事業」という。）、併せて定期的な安否の確認と各種の相談に応じることにより、当該高齢者等の日常生活の安全の確保及び精神的な不安を解消し、もってその福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に住所を有する65歳以上の者（重度の要介護状態にある者又は医師による治療を必要とする者等、定期的に安否の確認等を要する者に限る。）であって、当該者の属する世帯の世帯員がすべて65歳以上又は65歳以上の者及び障害者（障

害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する障害者のうち重度の者に限る。）により構成されているものとする。

（費用負担等）

第 11 条 利用者は、別表に掲げる区分に応じ緊急通報装置の貸与に係る費用の一部を負担するものとする。

2 前項の規定により利用者が負担する額（以下「負担額」という。）は、第 5 条第 1 項の申請が行われた日（以下「申請日」という。）の属する年度（申請日が 4 月から 6 月までにあつては前年度）における当該利用者及び当該利用者の属する世帯の世帯員の市民税の課税状況をもって市長が決定するものとする。

3 負担額の支払期間は、前項の規定による市長の決定のあった日の属する年度の翌年度の 6 月末までとし、7 月以降の負担額は当該利用者及び当該利用者の属する世帯の世帯員の翌年度の市民税課税状況により算定するものとする。この場合において、6 月末までの負担額と 7 月以降の負担額が異なる場合においては、利用者に対し緊急通報装置負担額改定通知書（別記様式第 8 号）により通知するものとする。

別表（第 11 条関係）

新潟市あんしん連絡システム事業利用者負担額表

費用負担の区分	利用者負担額（月額）
世帯全員が市民税非課税である場合	0 円
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯	
世帯員のうち市民税均等割が課税されている者がいる場合	550 円
世帯員のうち市民税所得割が課税されている者がいる場合	1,100 円

ただし、月の途中から貸与を開始又は終了する場合の費用負担月額は、開始日がその月の 16 日以降である場合及び終了日がその月の 15 日以前である場合は、2 分の 1 の額とする。

## ウ 生活保護費の一部が長期にわたり支給されていなかったもの

（西区役所保護課）

西区役所保護課では、令和 6 年 4 月に窓口カウンターの上に置かれたリーフレットの中から、令和 4 年 12 月 1 日付の保護変更申請書（以下「申請書」という。）が 3 件発見され、令和 6 年 5 月までその申請に係る生活保護費が支給されていなかった。

保護変更申請は、毎月支給される生活保護費とは別に、臨時特別な理由で費用が必要になった場合等に行われるものである。本件では、被保護者 1 名が令和 4 年 9 月から 11 月まで施設へ通所した際に生じた交通費について、合計 3,600 円が令和 4 年 12 月 1 日付で申請さ

れ、その申請書は受付後に所定の場所へ格納されるべきところ、窓口カウンターの上に置かれたリーフレットの中に紛れ込んだまま、その後の処理が行われず、令和6年4月まで16か月もの長期にわたり放置されていた。

生活保護法において、保護変更申請は14日以内に可否等を決定し、申請者に対して書面で通知しなければならないとされており、本件における施設通所のための交通費は、毎月支給される生活保護費の範囲内でのやりくりが困難となるような場合に、臨時的最低生活費として認定されるものであることから、迅速かつ確実に処理されなければならない。そのため、法定期限を著しく超過した本件は、最低生活費で生活している被保護者に少なからず影響を及ぼしたものと見える。

また、日々市民が訪れる窓口において、被保護者から受け付けた申請書が、カウンター上のリーフレットの中に紛れ込んだままになっている状態は、個人情報漏洩のリスクが長きにわたって存在していたものである。個人情報の漏洩については、本市において、これまでも幾度となく発生し、その都度注意喚起されてきたが、本件はそれに繋がりがかねない危機事象であったといえよう。

申請書を長期間放置したことは、被保護者の最低限度の生活保障を欠いただけでなく、個人情報漏洩の危険性も孕んでいたものであることから、及ぼした影響の重大性をあらためて認識するとともに、二度と同じことが起こらないよう確実に再発防止に取り組まなければならない。そのためにも、生活保護費の支給事務に対する職員の意識向上を図ることはもとより、申請書類受付後の事務処理を確実に遂行し、事務の進捗状況の確認を徹底することで、組織として適正な事務が執行される体制を構築するよう強く求めるものである。

【合規性】

#### ○生活保護法

(申請による保護の開始及び変更)

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。(中略)

2 (略)

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の可否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4 (略)

5 第3項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。(中略)

6～8 (略)

9 第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

10 (略)



## エ 行政財産について、無許可での使用を放置していたもの（その1）

（西区役所建設課）

西区役所建設課では、管理している土地の行政財産使用許可において、令和元年度から令和2年度までの間、本来は許可できない用途について使用を許可していたうえ、令和3年度の継続申請の際に許可できないことが判明した後も、現在に至るまで無許可での使用を容認していた。

新潟市公有財産規則第28条では、使用許可の範囲が規定されているが、本件の用途は、申請者の事業用資材・車両置場であり、使用許可の範囲には含まれない。令和3年度分の使用許可手続中に他課から許可できない用途であることを指摘されると、本来であれば直ちに許可を取り消し、使用を中止させた後、原状回復させなければならないところ、これを行わず、上司に報告しないまま、担当者はその手続を放棄した。加えて、申請者からの問合せに対して「規則が変わったため許可できなくなった」と事実と異なる説明をしたばかりか、令和3年度から現在に至るまで同規則に違反した使用を容認し続けていた。

このような事態になった原因は、本件に関わった複数の職員の法令に対する理解が不足していたうえ、組織としての確認が十分でなかったことによるものである。さらに、担当者においては手続を放棄し、申請者に事実と異なる説明をするなど、公務員として法令等を遵守し職務を遂行しなければならないという根本的な職員倫理が欠如していただけでなく、組織においても情報共有がなされておらず、事務を適正に遂行するための体制が機能していなかったといわざるを得ない。

また、許可できない用途の使用を許可していたという当初の誤りに加え、そのことが判明した後も事実と異なる説明をしたことは、市政への信頼を大きく損なっているといえよう。さらに、これは問題を先送りにしているだけで、自ら解決を困難にしているにすぎない。

本件は、未だ同規則に違反した状態が継続しているため、今後、早急に事務処理を進めてこの状態を解消する必要がある。それとともに、同課は、担当者だけでなく、組織全体として財産管理事務の重要性に鑑み、その理解を深めることで、組織として適正な事務が執行される体制を構築するよう強く求めるものである。

【合規性】

### ○新潟市公有財産規則

（使用許可の範囲）

第28条 使用許可は、次に掲げる場合にこれを行うことができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくは公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用若しくは公共の利益の用に供するため使用するとき。
- (2) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急の用に供するため使用するとき。
- (3) 電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため使用するとき。

- (4) 本市職員の福利厚生又は公の施設の利用者の便益のため使用するとき。
- (5) 隣接する土地の所有者又は利用者がその土地を利用するため、使用させることがやむを得ないと認めるとき。
- (6) 本市の事業又は事務の執行上使用させることが適当であると認めるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合に準ずるものとして、市長が特に認めるとき。

## オ 行政財産について、無許可での使用を放置していたもの（その2）

### （西区役所建設課）

西区役所建設課では、管理している土地について、本市が発注した工事を行う事業者より、令和5年11月に同工事のための車両置場を用途とする行政財産使用許可の継続申請を受け、現状を確認したところ、同事業者は令和5年4月1日から、当該土地を無許可で使用していることが発覚した。

同課は、令和4年11月に同事業者より、同じ用途で、使用期間が令和4年12月31日から令和5年11月30日までの行政財産使用許可申請を受けたが、年度を跨いで許可することができないため、一旦、令和5年3月31日までの期間についてのみ使用を許可した。その際、令和5年4月1日からの使用について、別途申請をするように同事業者へ連絡したが、あらためて申請されなかったため、令和5年4月1日から令和5年11月30日までの間、使用料を徴収しないまま無許可での使用が継続された。

行政財産については、地方自治法第238条の4第1項で、本来地方公共団体の行政執行の物的手段としてその目的の達成のために利用されるべきものであり、原則的に貸し付け等の私的契約の対象とはできないとされており、同条第7項により、その用途又は目的を妨げない限度において例外的にその使用を許可することができる旨が定められているものである。すなわち、何らかの理由で本市の行政財産を使用したいと考えている者は、適切に使用許可申請を行い、本市からその許可を得てはじめてその財産の使用が適法となるものである。

しかるに、上記のとおり、令和5年4月1日以降の分については同事業者からの適切な申請がなかったことが明らかだったのであるから、同課は再度その申請を強く促すべきだった。催促しなかったがゆえに、同事業者は引き続き漫然と当該土地の使用を継続したが、これは無許可での使用であり、行政財産の不法占拠であって、それをしないことによって、同課は同事業者の不法占拠に手を貸す結果となったといわざるを得ない。

無許可で使用させていた期間については、その期間に応じた使用料をあらためて徴収したが、今後、同様の誤りを生じさせないためにも、今一度、財産管理事務の重要性を職員一人一人が認識したうえで、組織として適正な事務が執行される体制を構築するよう強く求めるものである。

【合規性】

## ○地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2～6 (略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

## カ 行政財産について、無許可での使用を放置していたもの (その3)

(西区役所建設課)

西区役所建設課では、管理している公園予定地について、令和5年8月に地元自治会から防犯灯の追加設置の相談を受け、現状を確認したところ、同自治会は令和3年7月19日から、同公園予定地に別の防犯灯を無許可で設置していることが発覚した。

これは、令和3年度の防犯灯設置に際して、同自治会から行政財産使用許可申請を受け、その許可の決裁中に合議先から使用料の減免割合等の修正を指示されたが、担当者がその対応を怠り、事務処理を放棄したことによるものであった。また、別の職員は、同自治会からの許可時期の問合せに対して、手続が済んでいないにもかかわらず、使用を許可する旨を口頭で回答していた。その後、修正を指示された起案文書については、何の対応もなされないうまま削除されていた。

行政財産については、地方自治法第238条の4第1項で、本来地方公共団体の行政執行の物的手段としてその目的の達成のために利用されるべきものであり、原則的に貸し付け等の私的契約の対象とはできないとされており、同条第7項により、その用途又は目的を妨げない限度において例外的にその使用を許可することができる旨が定められているものである。すなわち、何らかの理由で本市の行政財産を使用したいと考えている者は、適切に使用許可申請を行い、本市からその許可を得てはじめてその財産の使用が適法となるものである。その許可手続は、新潟市公有財産規則第29条第2項で、財産事務管理者が行政財産の使用許可を決定し、行政財産使用許可書を交付することとなっている。しかるに、本件では、担当者が事務処理を放棄し、許可の決裁に至らないまま処理が中断した。その後財産事務管理者ではない職員が許可する旨を口頭で回答したが、これは無権限者による許可であり、不適切かつ無効な許可にすぎない。これにより、無許可での行政財産の使用という違法状態を長期間放置する結果となった。

本件においては、法令違反はいうまでもないが、許可手続を途中で放棄したうえ、起案文書を削除したことにより、申請への対応を怠り、同自治会の申請を無視する結果となったことは、基本的な職員倫理にさえ反した行為であり、市政への信頼を大きく損なったといえよ

う。加えて、本件のみならず、指摘事項エ及びオでも検出されたように、無許可での使用を放置した事案が立て続けに発生したことは、同課におけるリスク管理の危うさを感じざるを得ない。

本件の発覚後、無許可で使用させていた期間については、あらためて使用を許可し、その期間に応じた使用料を徴収したが、このような不適切な事態を二度と発生させてはならない。そのためにも、今後は、財産管理事務の重要性に対する職員の意識の向上を図るとともに、組織として事務処理の進捗状況を適切に管理できる体制を構築することで、適正な事務の執行がなされるよう強く求めるものである。

【合規性】

#### ○地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2～6 (略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

#### ○新潟市公有財産規則

(使用許可の手続)

第 29 条 使用許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書を当該行政財産の所属する課の財産事務管理者に提出しなければならない。

2 財産事務管理者は、前項の規定により行政財産使用許可申請書の提出があつた場合において、許可することと決定したときは、行政財産使用許可書を当該申請者に交付し、許可しないことと決定したときは、その旨を文書で当該申請者に通知するものとする。

3 (略)

## (2) 注意事項

注意事項とした事務処理誤り等（総件数 53 件）について、類型別の件数及び主な事例は以下のとおりである。

### ア 収入事務に関すること（9 件）

- ・ 調定の遅延
- ・ 督促状の未発行及び発行遅延

**イ 現金取扱事務に関すること（18件）**

- ・現金及び金券の不適切な管理
- ・手書き納付書の連番管理不徹底

**ウ 支出事務に関すること（9件）**

- ・職員給与の支給誤り
- ・報酬等の過年度支出

**エ 契約事務に関すること（4件）**

- ・安易な分割発注

**オ 指定管理事務に関すること（2件）**

- ・徴収事務委託に係る告示等の手続漏れ

**カ 補助金・負担金事務に関すること（2件）**

- ・申請書添付書類の不足

**キ 財産管理事務に関すること（9件）**

- ・使用許可手続の遅延
- ・光熱水費実費相当額の算定誤り